

平成26年8月27日

総務省九州管区行政評価局

無電柱化対策に関する調査 〈調査結果に基づく所見表示〉

総務省九州管区行政評価局（局長：おごう小河 俊夫）は、九州に所在する国の行政機関等を対象に独自にテーマを設定して、現地的に改善の必要がある行政上の課題について、調査を行い、改善を図っています（地域計画調査）。

この地域計画調査として、九州管区行政評価局は、平成26年4月から8月にかけて、九州地方整備局福岡国道事務所、福岡県、福岡市及びうきは市における無電柱化事業の実態、推進体制、個別事業の実施状況等を調査しました。

この調査結果に基づき、平成26年8月27日、国道を管理する九州地方整備局に対して必要な改善措置を講ずるよう所見表示を行いました。

なお、この調査は、他の地域の管区行政評価局・行政評価事務所（北海道、関東、中部、近畿、京都）においても、同時期に実施しています。

[本件照会先]

総務省九州管区行政評価局

第一部第1評価監視官室

担 当：堀田、大庭、長嶺

電話（代表）：092-431-7081

FAX：092-431-7085

Eメール：ksy11@soumu.go.jp

無電柱化対策に関する調査

調査の背景

- 無電柱化は、昭和61年度から平成20年度までは5期にわたる計画に基づき、また、21年度以降は「無電柱化に係るガイドライン」に基づき、推進されてきた。また、政府は、「社会資本整備重点計画」（平成24年8月31日閣議決定）において、市街地等の幹線道路の無電柱化率を平成23年度末の15%から28年度末には18%とする目標を掲げ、無電柱化を推進することとしている。
- 福岡県における市街地等の幹線道路の無電柱化率は、国土交通省調べによると、平成24年度末で15%であり、九州・沖縄8県では5番目となっている。また、電線共同溝についても整備後の適切な管理が求められている。

調査の目的

無電柱化を推進し、住民等の安全の確保及び良好な景観や住環境の形成を図る観点から、無電柱化の社会実態、無電柱化の推進体制の整備状況、個別事業の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資する。

調査の概要

【調査実施時期】

平成26年4月～同年8月

【調査対象機関】

九州地方整備局、福岡国道事務所

【主な調査事項】

1. 無電柱化の社会実態
2. 無電柱化の推進体制の整備状況
3. 個別事業の実施状況等

【関連調査等対象機関】

福岡県、福岡市、うきは市、西日本電信電話(株)九州事業本部、電線管理者2社

【調査対象事業地区】

国道202号小田部地区、原(2)地区(2地区ともに福岡市内)

【関連調査対象事業地区】

県道甘木吉井線(うきは市)、(都)長浜臨港線(市道長浜1449号線他4路線 福岡市)
市道吉井福久線(うきは市)

所見表示事項

- 電線共同溝整備後における実態把握
電線共同溝事業における本体工事後の進捗管理等の徹底



平成26年8月27日
九州地方整備局に改善措置を講ずるよう通知

1 電線共同溝整備後における実態把握

調査結果

- 福岡県内の無電柱化整備済みの道路延長28km(直轄国道)のうち、約1.8kmを実地調査
- 福岡国道事務所が、平成25年3月に入溝及び抜柱の工事が完了したとしている国道202号小田部地区において、架空線が残存している事例が2事例みられた。

【事例①】信号機と車両感知器間の架空線が残存している。(事業予定地付近の住民の同意が得られず、歩道への埋設工事が行われなかったため)

参考資料1頁参照(写真、地図あり)

【事例②】無電柱化区域内の信号機から同区域外の電柱との間に架空線が残存している。(電線管理者と信号機施工業者の間の連携不足のため) ※平成26年6月 当局の指摘を契機として電線管理者が撤去

参考資料2頁参照(写真あり)

- 道路管理者である福岡国道事務所は、電線共同溝工事が完了した事業において、電線管理者の架空線等が残存している箇所を把握し、その理由を整理して記録を残す仕組みを有していない。

《参考》

国道202号小田部地区 事業主体：福岡国道事務所
事業箇所：福岡市早良区原5丁目～小田部4丁目
無電柱化計画：無電柱化推進計画(第五期 平成16年度～20年度)
無電柱化方式：電線共同溝方式
費用負担方式：応分負担(電線管理者も一部費用を負担するもの)
整備延長：2.08km

所見表示事項

電線共同溝事業における本体工事後の進捗管理等の徹底

(具体的には)

九州地方整備局は、直轄国道における電線共同溝整備事業について、電線共同溝本体工事後の進捗状況、事業終了時の現況等を的確に把握するため、抜柱完了までの間に、電線共同溝整備計画等を活用するなどして、進捗管理及び電線管理者等との情報連携を徹底する方法を検討する必要がある。

2 無電柱化の社会実態

無電柱化率及び電柱設置数の推移は、次のような状況となっています。

1 国土交通省が公表している無電柱化率(平成24年度末)

福岡県：15% ※国土交通省が無電柱化データベース(全国の無電柱化の進捗状況等を把握するため、同省が設けているシステム)を基に算出している数値
福岡市：16%

【無電柱化率算出方法について、調査対象機関の状況】

(1)九州地方整備局

管内の無電柱化データベースの情報を取りまとめて、国土交通本省へ送付しており、そのデータを基に本省が無電柱化率を算出していることは承知しているが、どのデータをどのように使って無電柱化率を算出しているのかは承知していない。

(2)福岡県、福岡市及びうきは市

当該データベースに登録されたデータのどれをどのように使って算出するのか、算出方法が不明であるため、管内の道路の無電柱化率を算出する、あるいは、国土交通省が作成・公表する無電柱化率を施策の基礎データとするなどの活用は行っていない。

2 その他の無電柱化の指標

(1)緊急輸送道路の無電柱化率(平成24年度)

- ・九州地方整備局管内の全ての道路：6.93%
- ・福岡県内の全ての道路：10.55%
- ・算出方法(無電柱化整備道路延長/緊急輸送道路延長)

(2)バリアフリー法に基づく特定道路の無電柱化率(平成24年度)

- ・九州地方整備局管内の全ての道路：9.55%
- ・福岡県内の全ての道路：4.45%
- ・算出方法(無電柱化整備道路延長/特定道路延長)

(3)電線共同溝の指定道路に係る無電柱化率(平成25年度)

- ・福岡県内の直轄国道：63.64%
- ・算出方法(電線共同溝整備完了済み道路延長/指定道路延長)

※ これらの指標は、当局が、きめの細かい無電柱化の指標について把握するため、国土交通省及び九州地方整備局に資料の作成を依頼し、把握した結果である。

《参考》

緊急輸送道路：地震防災対策特別法に基づき、防災拠点を相互に連結する道路として県知事が指定した道路
特定道路：駅、病院等を相互に連結する道路のうち、移動等の円滑化が特に必要なものとして、国土交通大臣が指定した道路
指定道路：道路管理者が、電線共同溝を整備すべき道路として指定した道路

3 電柱設置数の推移(平成21年度～25年度)

(1)九州電力管内における電柱の本数の推移

平成21年度から25年度(2,437千本 うち福岡県内561千本)までの電柱の本数の推移をみると、毎年おおむね1万1,000本程度増加している。その主な要因について、九州電力は、メガソーラーの新設の増加及び団地の新規開発等としている。

(2)NTT九州事業本部における電柱の本数の総数(九州7県分)

平成21年度から25年度(185万5,288本 うち福岡県内：43万5,515本)までの電柱の本数の推移をみると、おおむね横ばいとなっている。

3 無電柱化の推進体制の整備状況

無電柱化協議会の開催及び無電柱化推進計画の策定は、次のような状況となっています。

1 無電柱化協議会の開催状況

(1) 九州地区無電柱化協議会(事務局：九州地方整備局)

- ・協議会を構成する各機関の幹部が参集する協議会は、当初の無電柱化推進計画の策定に係る場合に開催
その後は原則として毎年度、各機関の実務担当者を構成員とする幹事会を開催
- ・平成21年度からの5年間の開催状況：協議会開催なし、幹事会4回開催（協議会は平成20年度に開催済）

(2) 福岡県無電柱化協議会(事務局：福岡県)

- ・推進計画の策定及び計画の変更・見直しが必要となった場合に開催
- ・平成21年度からの5年間の開催状況：4回開催

(3) 福岡市無電柱化協議会(事務局：福岡市)

- ・推進計画の策定及び計画の変更・見直しが必要となった場合に開催
- ・平成21年度からの5年間の開催状況：3回開催

※福岡県及び福岡市の無電柱化協議会は、九州地区無電柱化協議会の下部組織である。

※国、県、市町村が実施する無電柱化事業の実施には、無電柱化協議会の合意を得る必要がある。

2 無電柱化推進計画の策定状況

(1) 九州地区無電柱化協議会

- ・九州各県及び政令市の協議会から報告された計画を取りまとめて、九州地区全体の計画を策定しており、その際、追加合意に向けた課題や取組方針など計画全般についても協議

(2) 福岡県無電柱化協議会

- ・県内市町村（政令市を除く。）から無電柱化を希望する箇所を計画予定候補として取りまとめ
- ・県自らが実施する無電柱化事業は、予算的な観点から、道路事業、区画整理事業等との同時整備を基本としており、無電柱化事業の目的に合致し、かつ、同時整備が可能な箇所を計画予定候補として選定
- ・計画予定候補として選定した箇所について、協議会事務局が電線管理者と調整を行い、調整が終了した箇所を推進計画案として協議会に付議し、構成委員の合意が得られた段階で推進計画が確定

(3) 福岡市無電柱化協議会

- ・市自らが実施する無電柱化事業は、予算的な観点から、道路事業、区画整理事業等との同時整備を基本としており、無電柱化事業の目的に合致し、かつ、同時整備が可能な箇所を計画予定候補として選定
- ・計画予定候補として選定した箇所について、協議会事務局が電線管理者と調整を行い、調整が終了した箇所を推進計画案として協議会に付議し、構成委員の合意が得られた段階で推進計画が確定

※いずれの協議会においても、計画の策定に当たり、協議会の場で個別の計画に関する構成委員間の議論は特に行われていないと
している。